

令和2年第3回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月12日

午前10時01分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第23号 氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 4 議案第24号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第25号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第26号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 7 議案第29号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第27号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第28号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	稲田和也
企画財政課長	濤岡美智代	税務課長	西田美子
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	星田達也
建設下水道課長	野田俊明	地域振興課長	前崎誠
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	岩本博美
生涯学習課長	増永光幸	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
しばらく、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告について議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件であります。

当委員会は6月10日、役場2階大会議室で関係課長により説明を求めながら審査を行いました。

議案第23号、氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、本来であれば3月議会に提出する条例であるが、今後このような事例がないように業務監督に力を注いでいただきたいとの意見がありました。質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）については、消防費、災害対策費の宮原防災公園工事について、防災公園と名を付けて造るからには防災設備も必要なのではないかと思うが、今回は防災施設等考えてあるのかの質疑に対し、防災機能としては駐車63台分の避難者スペース、防災倉庫、マンホールトイレ3基、外灯3基、かまどベンチ及び水のみ場を設置すると答えました。

また、総事業費の約30パーセントに当たる一般財源については、緊防債の対象とならない費用かの質疑に対し、緊防債の対象とならない費用については4連ブランコ、滑り台及びうんていの遊具の設置並びに既設トイレの改修費用等となっております。

り、一般財源を充てていると答えました。

また、委員より、繰越しが慣例化しているので、予算を計上する上で年度内に事業を完了するようという意見もありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例4件、予算2件、請願1件であります。

当委員会は6月10日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について、議案第24号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第25号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第26号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第29号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり承認、可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）については、民生費、宮原福祉センター費の修繕料について、浴室ボイラーの故障から予算計上までの経過及び使用再開の見通しはの質疑に対し、施設は長寿命化の診断では一部修繕が必要だが耐用年数の残り22年は使用可能と評価された。浴室のボイラーは20年使用できたので、今回、修繕することで施設の耐用年数の期間は使用できるとの判断と、浴室は社交コミュニケーションの場との判断で修繕することになった。また、修繕後はコロナ対策を十分協議して再開を検討していきたいと答えました。

また、農業費、農業振興費のい草移植機等導入支援負担金は、何件分の支援かの質疑に対し、い草移植機が2個、苗処理機が4個、カセットが100台と答えました。

また、商工費、竜北公園費、委託料の内容と委託先はどこかの質疑に対し、ふるさと自然のみちの第1休憩所法面にある15本の樹木が台風により周辺果樹園へ被

害が出る恐れがあるための伐採と、休憩所、東屋及びトイレ周りの整地で町内業者に委託すると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査終了後、委員会室で付託された請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について審査を行いました。紹介議員の上田俊孝議員より説明を受けた後、審査に入りましたが、継続して検討したいとの意見があり、全員賛成で継続審査とすることに決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第2、承認第4号、専決処分の報告及び承認について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第3 議案第23号 氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第23号、氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第24号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第24号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第25号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第25号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第26号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第26号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第29号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第29号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第27号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第27号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第28号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第28号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、適任者として推薦

することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 1、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 2、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました請願に関する事項及び調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 1 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たっての挨拶の申出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました全議案につきまして、慎重に審議の上、可決決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、新型コロナウイルス感染症への職員の事務対応を考慮の上、一般質問の時間短縮並びに常任委員会の合同審査による議会日程の短縮と、対応していただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症対応への国の第2次補正予算が、本日、成立の見込みであります。地方創生臨時交付金の内示内容を確認の上、今後も必要な支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

本町を含む九州北部地方が平年より6日遅い昨日、梅雨入りをいたしました。農作物にとりましては、まさに恵みの雨でございました。ただ、本格的な雨期を迎え大雨及び土砂災害等につきましては、警戒を怠らず留意をするとともに、大きな自然災害が発生しないことを願っているところであります。

来月1日から、家庭ごみ収集指定袋の完全移行となります。従来の指定袋が脆弱であるとの指摘から、強固な指定袋へ今年4月1日から移行することとし、昨年9月に手数料条例の改正をさせていただきました。その後、広報誌、折り込みチラシ、町ホームページ、SNS、防災行政無線を始め、今年の地区総会及び保健衛生委員会会議で価格改定、新袋の販売時期、新旧袋の使用期間及び新旧袋の交換について説明及び周知を図って、現在に至っております。

また、6月10日には、各町内の全ステーションに張り紙をいたしまして、そのことをお伝えしたところであります。9か月間の周知を徹底したところでございまして、したがって来月1日からのごみ収集につきましては、従来どおり指定袋以外のごみにつきましては収集をしないという、厳正な対応で臨んでまいりたいというふうに思っております。どうぞ、議員各位におかれましても、それぞれの地域で、さらにまた、その理解を深めていただきますように、御支援をいただきますよ

うよろしく願いをいたします。

なお、本定例会でいただきました、御意見、御提案等につきましては、今後の町政運営の参考にさせていただきますとともに、事務事業の執行に際しましては、私を含め職員一同、緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに決意を新たにしているところであります。

様々な課題解決に向けまして、議員各位の皆さまと情報を共有しつつ、そして、お互いに討論を重ねながら、より良い町政運営を目指してまいりたいというふうに思っております。議員各位にはさらなる御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。お疲れでございました。

○議長（米村 洋君） これで会議を閉じます。

令和2年第3回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 片 山 裕 治

令和 年 月 日 氷川町議会議員 西 尾 正 剛